

采女博文先生の略歴及び主な研究業績

雑誌名	鹿児島大学法学論集
巻	52
号	2
ページ	3-7
発行年	2018-03
URL	http://hdl.handle.net/10232/00030409

采女博文先生の略歴及び主な研究業績

略 歴

昭和45年 3月	鹿児島県立加治木高等学校卒業
昭和45年 4月	九州大学法学部入学
昭和50年 3月	九州大学法学部卒業
昭和50年 4月	九州大学大学院法学研究科修士課程入学
昭和52年 3月	九州大学大学院法学研究科修士課程修了
昭和52年 4月	九州大学大学院法学研究科博士後期課程入学
昭和56年 3月	九州大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学
昭和56年 4月	九州大学法学部助手
昭和57年10月	鹿児島大学法文学部助教授
昭和58年10月	鹿児島大学大学院法学研究科担当
平成 7年 4月	鹿児島大学法文学部教授
平成10年 4月	鹿児島大学大学院人文社会科学研究科担当
平成14年 4月	鹿児島大学法文学部法政策学科学科長（平成16年 3月まで）
平成16年 4月	鹿児島大学大学院司法政策研究科教授（配置換え）
平成20年 4月	鹿児島大学大学院司法政策研究科研究科長（平成24年 3月まで）
平成24年 4月	鹿児島大学学長補佐（総務担当）（平成26年 3月まで）
平成27年 4月	鹿児島大学学術研究院法文教育学域司法政策学系教授（配置換え）（平成29年 3月31日 鹿児島大学定年退職）
平成29年 4月	鹿児島大学特任教授（司法政策教育研究センター） 鹿児島大学名誉教授

主な研究業績

I 研究

○論文

- 1) 双務契約における当事者双方の責に帰すべき事由による履行不能，九大法学42号pp.75-121，1981年 9月
- 2) 双務契約における当事者双方の契約違反について—トイプナーの学説の検討，九大法学43号pp.1-30，1982年 3月
- 3) ヤーコプスの債務不履行論（一），鹿児島大学法学論集24巻 1号pp.39-78，1988年12月
- 4) ヤーコプスの債務不履行論（二），鹿児島大学法学論集24巻 2号pp.1-60，1989年 3月
- 5) ヤーコプスの債務不履行論（三），鹿児島大学法学論集25巻 1・2 合併号pp.121-139，1990年 3月

- 6) 除斥期間と信義則（一）—ドイツの裁判例の検討，鹿児島大学法学論集27巻1号pp.123-154，1991年9月
- 7) 除斥期間と信義則（二）—ドイツの裁判例の検討，鹿児島大学法学論集27巻2号pp.139-173，1992年2月
- 8) 物権変動論の動向—第三者の主観的要件論を中心に，鹿児島大学法学論集29巻1・2合併号pp.177-198，1994年3月
- 9) ドイツ債務法の改正作業とヤーコプスの法学方法論，鹿児島大学法学論集30巻1号pp.73-128，1994年12月
- 10) いじめと学校側の法的責任，鹿児島大学法学論集32巻1・2合併号pp.125-149，1997年3月
- 11) 水俣病と行政の民事責任，鹿児島大学法学論集33巻1号pp.1-50，1998年1月
- 12) いじめ裁判の現状と展望，鹿児島大学法学論集35巻1号pp.1-44，2000年12月
- 13) 民法七二四条後段をめぐる学説の動向について——ハンセン病訴訟と時効，鹿児島大学法学論集36巻1号pp.1-43，2001年12月
- 14) ハンセン病訴訟熊本地裁判決について，鹿児島大学法学論集36巻2号pp.1-53，2002年9月
- 15) 入会権の全員一致原則の機能——奄美大島瀬戸内町の入会権——，鹿児島大学法学論集38巻1・2合併号pp.27-79，2004年2月
- 16) 水俣病関西訴訟最高裁判決について，鹿児島大学法学論集40巻2号pp.111-145，2006年3月
- 17) 戦後補償裁判と除斥期間概念，河内宏・大久保憲章・采女博文・児玉寛・川角由和・田中教雄編『市民法学の歴史的・思想的展開』（信山社）pp.550-578，2006年8月
- 18) 【共同】術後合併症と医療過誤（大脇哲洋，大辻恵麻，夏越祥次との共同），外科治療（永井書店）102巻5号pp.780-789，2010年5月
- 19) 水俣病訴訟と時効，鹿児島大学法学論集46巻2号pp.33-73，2012年3月
- 20) 急傾斜地の崩壊と行政の責任，鹿児島大学法学論集47巻1号pp.1-26，2012年12月
- 21) 入会権の全員一致原則について—最高裁平成20年4月14日判決を契機に一，鹿児島大学法学論集47巻2号pp.77-107，2013年3月
- 22) 学校のいじめをめぐる安全配慮義務—安全な学校の創出—，鹿児島大学法学論集49巻2号pp.149-193，2015年3月

○判例研究

- 1) 財産分与契約と錯誤，鹿児島大学法学論集26巻1号pp.135-152，1990年10月
- 2) 民法724条後段の20年の期間制限と権利濫用—桜島村不発弾爆破国家賠償請求事件，鹿児島大学法学論集26巻2号pp.161-198，1991年3月
- 3) 請負契約の瑕疵修補請求権の除斥期間の始期と消滅時効の援用権の喪失，鹿児島大学法学論集28巻1号pp.151-164，1992年9月

- 4) いじめ裁判と安全配慮義務・報告義務, 鹿児島大学法学論集39巻1号 pp.59-126, 2005年1月
- 5) いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして, 精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例, 鹿児島大学法学論集41巻2号 pp.39-67, 2007年3月
- 6) 教員らの安全配慮義務違反と生徒の自殺との間に相当因果関係が認められないとされた事例, 鹿児島大学法学論集46巻1号 pp.47-67, 2012年1月

○翻訳

- 1) 【共訳】 エールリッヒ・法的論理 (1), (3) ~ (9), 西南学院大学法学論集9巻2号~13巻3号, 1976年12月~1980年12月
(西南学院大学法学論集9巻2号(担当部分) pp.53-55, 10巻1号 pp.78-80, 11巻1号 pp.80-84, 12巻1号 pp.55-57, 12巻2号 pp.49-51, 12巻3号 pp.18-20, 12巻4号 pp.67-69, 13巻3号 pp.48-50)
- 2) 【共訳】 エールリッヒ・自由な法発見と自由法学 (1), 西南学院大学法学論集14巻3号, 1982年1月(担当部分 pp.72-75)
- 3) 【共訳】 エールリッヒ・社会学と法律学, 西南学院大学法学論集15巻1号, 1982年6月(担当部分 pp.41-46)
- 4) ヨハン・ブラウン「債務法改正と我々の時代の使命」, 鹿児島大学法学論集31巻1号 pp.87-105, 1995年12月
- 5) エルンスト・ヴォルフ「民法典, 法治国家の放棄することのできない基礎」, 鹿児島大学法学論集31巻1号 pp.107-131, 1995年12月

○その他研究

- 1) H. H. ヤーコプス「民法における学問と立法——九世紀の法源論から」1983年, 鹿児島大学法学論集28巻2号 pp.83-126, 1993年3月
- 2) 給付障害法改正に関するフーバーの提案モデル, 鹿児島大学法学論集25巻1・2 合併号 pp.385-429, 1990年3月
- 3) 除斥期間と信義則——最判平成元年12月21日を契機に, 鹿児島大学法学論集29巻1・2 合併号 pp.341-363, 1994年3月
- 4) いじめと人権——いじめ裁判例を読む, 鹿児島大学法学論集31巻2号 pp.87-117, 1996年4月
- 5) 「書評」松本克美『時効と正義』, 法の科学33号(日本評論社) pp.202-206, 2003年8月
- 6) 全員一致原則の機能と限界——奄美諸島の入会権を素材に, 奄美ニューズレター3号 pp.4-9, 2004年2月
- 7) 森林環境の保全と自治体の役割——アマミノクロウサギ訴訟を素材に(1), 奄美ニューズレター8号 pp.18-20, 2004年7月
- 8) 森林環境の保全と自治体の役割——アマミノクロウサギ訴訟を素材に(2), 奄美ニューズレター11号 pp.20-22, 2004年10月
- 9) 自然災害と自治体の責任 (1), 奄美ニューズレター17号 pp.27-34, 2005年4月

- 10) 自然災害と自治体の責任 (2), 奄美ニューズレター 22号pp.11-17, 2005年9月
- 11) 自然災害と自治体の責任 (3), 奄美ニューズレター 23号pp.18-23, 2005年10月
- 12) 民法724条後段をめぐる学説の動向について, ハンセン病違憲国賠裁判全史編集委員会『ハンセン病違憲国賠裁判第3巻——裁判編 西日本訴訟(Ⅲ)』(皓星社) pp.39-72, 2006年8月
- 13) 【共同】「ノーモア・ミナマタ シンポジウム 水俣病に時効なし 9. 14 公害弁連シンポジウムの記録 水俣病問題の真の解決のために」(特定非営利法人 NPOみなまた, 2008年9月)(パネリストとしての記録) 2007年9月

II 概説

○概説書(共編著)

- 1) 『民事裁判例の基本原則』(大坪稔・堀田泰司との共同)(嵯峨野書院) 1994年4月
- 2) 『教育改革の方向と大学教育』(皆村武一との共編)(高城書房) 1998年3月
- 3) 『実践いじめ授業——主要事件「判決文」を徹底活用』(梅野正信との共編)(エイデル研究所) 2001年6月
- 4) 『実践ハンセン病の授業——「判決文」を徹底活用』(梅野との共編)(エイデル研究所) 2002年8月
- 5) 『債権法総論(新・現代社会と法シリーズⅢ)』(柳澤秀吉との共編)(嵯峨野書院) 2006年1月
- 6) 『物権法(新・現代社会と法シリーズⅡ)』(柳澤との共編)(嵯峨野書院) 2008年5月
- 7) 『債権法総論(スタンダード民法シリーズⅢ)』(柳勝司との共編)(嵯峨野書院) 2014年5月
- 8) 『債権法総論(スタンダード民法シリーズⅢ)(第2版)』(柳との共編)(嵯峨野書院) 2016年7月

○その他概説

- 1) 債権の効力Ⅱ, 本城武雄・山崎寛編『債権法総論』(嵯峨野書院) pp.105-127, 1987年1月
- 2) 環境と法, 三好充ほか編『市民社会と憲法・法学』(嵯峨野書院) pp.300-312, 平成1998年5月
- 3) 占有権, 柳澤秀吉・多田利隆編『物権法・担保物権法』(嵯峨野書院) pp.78-132, 1999年5月
- 4) 【共同】「学校における『法的コミュニケーション』確立のために」(1)～(6・完), 季刊教育法(エイデル研究所) 119号-125号, 1999年3月～2000年9月
- 5) 【共同】教育管理職のための法常識講座(第1回)～(第12回) 季刊教育

法125号～137号，2000年9月～2003年6月

- 6) 【共同】鹿児島県公立中学校いじめ自殺損害賠償請求事件，季刊教育法132号58頁-64頁，2002年3月
- 7) 環境と法，三好充ほか編『現代社会と法学』（嵯峨野書院）pp.311-322，2003年4月
- 8) 多数当事者の債権関係「総則」「分割債権関係」「不可分債権関係」，本城武雄・宮本健蔵編『債権法総論（第二版）』（嵯峨野書院）pp.116-133，2001年4月
- 9) 占有権，柳澤秀吉・多田利隆編『物権法・担保物権法（改訂版）』（嵯峨野書院）pp.78-132，2004年4月
- 10) いじめ裁判に見る自殺と責任，地方自治職員研修40巻2号pp.30-32，2007年2月
- 11) 津久井町転校中学生いじめ自殺事件，菱村幸彦編『いじめ・体罰防止の新規準と学校の対応』（教育開発研究所）pp.84-88，2013年11月
- 12) 高校生が自殺したのは，いじめが原因として担任教諭によるいじめ発見・予防義務違反があるとして県に対する損害賠償請求は認められるか，『問答式学校事故の法律実務』（新日本法規）追録78／79同綴号pp.786／157-786／165，2014年11月
- 13) 【共同】資料：いじめ防止対策推進法—大津いじめ事件遺族の声—，鹿児島大学法学論集50巻1号pp.63-141，2015年11月